

## 石川県福祉サービス第三者評価推進委員会第三者評価機関認証部会設置要領

- 1 石川県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の業務のうち第三者評価機関の認証に関することを審議・協議するため、石川県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領第6条により第三者評価機関認証部会（以下「認証部会」）を設けるものとする。
- 2 認証部会は、委員会に属する委員のうち、学識経験者及び市町の区分に属する委員をもって構成する。
- 3 認証部会に属する委員の互選により、部会長及び副部会長をそれぞれ1名置く。部会長は部会を招集し、総括する。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときには、その職務を代理する。

附則 この要領は、平成17年11月22日から施行する。

附則 この要領は、平成20年5月29日から施行する。